

## 出演承諾書

- 注1 本件出演依頼に際し、一般社団法人榎原青年会議所において作成した下記成果物の権利については、一般社団法人榎原青年会議所に帰属するものとしてその利用を承諾致します。
- (1) 講演等出演に関する事前広報について、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広告媒体並びに一般社団法人榎原青年会議所ホームページ及び広報誌への指定を受けた写真の掲載 及び映像の掲載。
  - (2) 出演中の出演者の写真撮影・静止画
  - (3) 出演の録音、録画、並びに一般社団法人 榎原青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した同時無償配信(但し、一般社団法人榎原青年会議所が指定した者の利用も含む事とします)
  - (4) 出演内容の文章化、または要旨の作成
  - (5) 文章化済み出演、要旨作成済み出演、または出演者が出演にて自ら使用した資料、その他出演中撮影された写真・静止画につき、広報誌への掲載、複製、または貸与
  - (6) 前項(5)につき、一般社団法人榎原青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信(但し、一般社団法人榎原青年会議所が指定した者の利用も含む事とします)
  - (7) 録音・録画済みの講演(以下、単に録画物とする)、出演者が出演にて自ら使用した資料、その他出演中に撮影された写真の複製、及び無償での貸与
  - (8) 録画物の無償上映、及び出演者が出演にて自ら使用した資料の視聴者あての複製、配布
  - (9) 録画物、出演者が出演等にて自ら使用した資料、及び出演等で撮影した画像・動画につき、一般社団法人榎原青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した無償配信(ただし、一般社団法人榎原青年会議所が指定した者の利用も含む事とします)
  - (10) 一般社団法人榎原青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した各種配信につき、この配信期間については、2年間の配信とします。ただし、期間満了後、出演者(契約者)より申し出がない限り、一般社団法人榎原青年会議所ホームページ他、インターネットを利用した配信を終了するまでの間、継続して公開することに異議ありません。
- 注2 出演者が映像等で使用した資料のみを利用する場合(文章化したもの、録音・録画、または録画物とあわせて利用しない場合)は、一般社団法人榎原青年会議所にデータを送信したことで出演同意したものとします。また、類型のなき利用態様については別途協議の上、利用の可否等につき決するものとします。
- 注3 一般社団法人榎原青年会議所(インターネットを利用する配信の場合は、一般社団法人榎原青年会議所の指定する者も含む)が、講演等の文章化・要旨の作成等を行うときには、事前に内容確認を行うものとします。なお、上記(3)中の一般社団法人榎原青年会議所が指定した者は下記のとおりとします。
- Twitter           (<http://twitter.com/>)  
Facebook       (<http://www.facebook.com/>)  
Youtube         (<http://www.youtube.com/>)
- 注4 本件、出演依頼の内諾にあたり、講演の内容が第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証します。また、第三者が著作権等を有する著作物等を講演において使用する場合は、事前にその内容を明らかにし、講師において当該許諾者の許諾を受けた上で講演を行うものとします。
- 注5 講師より提供された個人情報については、公益社団法人 日本青年会議所個人情報管理規程により、厳格に管理願います。
- 注6 契約者(本承諾者)と出演者が異なる場合、契約者は本承諾書面の内容を出演者に通知します。